

# オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の 特定・行動制限・積極的疫学調査の実施方針

## ○ オミクロン株の特徴を踏まえた対応の見直し

感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短い

→ オミクロン株が感染の主流である間の対応について、地域の実情に応じて検討

項 目	国の方針	本県の対応方針
事業所等で陽性者が発生した場合の対応	事業所等における濃厚接触者の <u>特定は行わず</u> 、 <u>一律の行動制限は求めない</u> 。	事業所において陽性者との接触状況を確認のうえ、濃厚接触者を <b>特定</b> し、自宅待機等の <b>行動制限を求める</b> 。
濃厚接触者の待期期間の短縮	最終接触日から7日間（8日目解除）とするが、社会機能維持者であるか否かに関わらず、4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除可能とする。	<p><b>国の方針のとおり対応</b></p> <p><b>最終接触日から7日間待機</b>（8日目に解除）</p> <p>※4、5日目の自主検査で陰性を確認した場合、5日目から解除可</p> <p>（国が承認した抗原定性検査キット（体外診断用医薬品）を使用すること。）</p> <p>（ただし、7日間が経過するまでは検温等自身の健康状態の確認を行うとともに、重症化リスクの高い方との接触、リスクの高い場所の利用や会食等は避けること）</p>

移行日：4月1日

# 保健所の対応(詳細)

これまで地域の感染状況に応じて保健所単位で濃厚接触者への対応の重点化を図ってきたが、オミクロン株の特徴を踏まえて全県的に対応を統一

## ○ 濃厚接触者の調査・特定

- 陽性者の「同居の家族等」に限定
- 同居者以外の接触者は、次のとおり対応

陽性者が、「医療機関や高齢者施設等の職員・利用者」の場合	陽性者が、「学校や幼稚園・保育所等の園児・児童・生徒・教職員等」の場合	陽性者が、「事業所の従業員等」の場合	陽性者の「生活上の接触者（友人、知人等）」
これまで同様、保健所が調査・特定	<u>学校等が濃厚接触者を調査・特定</u> (学校等の求めに応じて保健所と協議)	<u>勤務先事業所が濃厚接触者を調査・特定</u>	<u>陽性者本人から接触者に連絡</u>

事業所や学校・児童施設等において濃厚接触者を判断する際の基準となるマニュアルを作成、県ホームページに掲載するとともに、県において事業者向けのコールセンターを開設 (089-909-5672)

# 保健所の対応(詳細)

## ○ 濃厚接触者の検査及び健康観察

次の対象者の検査を実施

- 医療機関、高齢者・障がい者施設の従事者・入院患者、入所者等
- 重症化リスク等を考慮し、保健所が必要と判断した場合

※濃厚接触者は、自身で健康観察（セルフチェック）を行い、  
症状が現れたらかかりつけ医に連絡のうえ、受診

※受診先が分からない場合は、

受診・相談センターに電話《TEL 089-909-3483》